

第2章 児童相談所の業務実施状況

1 令和5(2023)年度の相談受付状況

(1) 新規相談受付件数(栃木県総計)

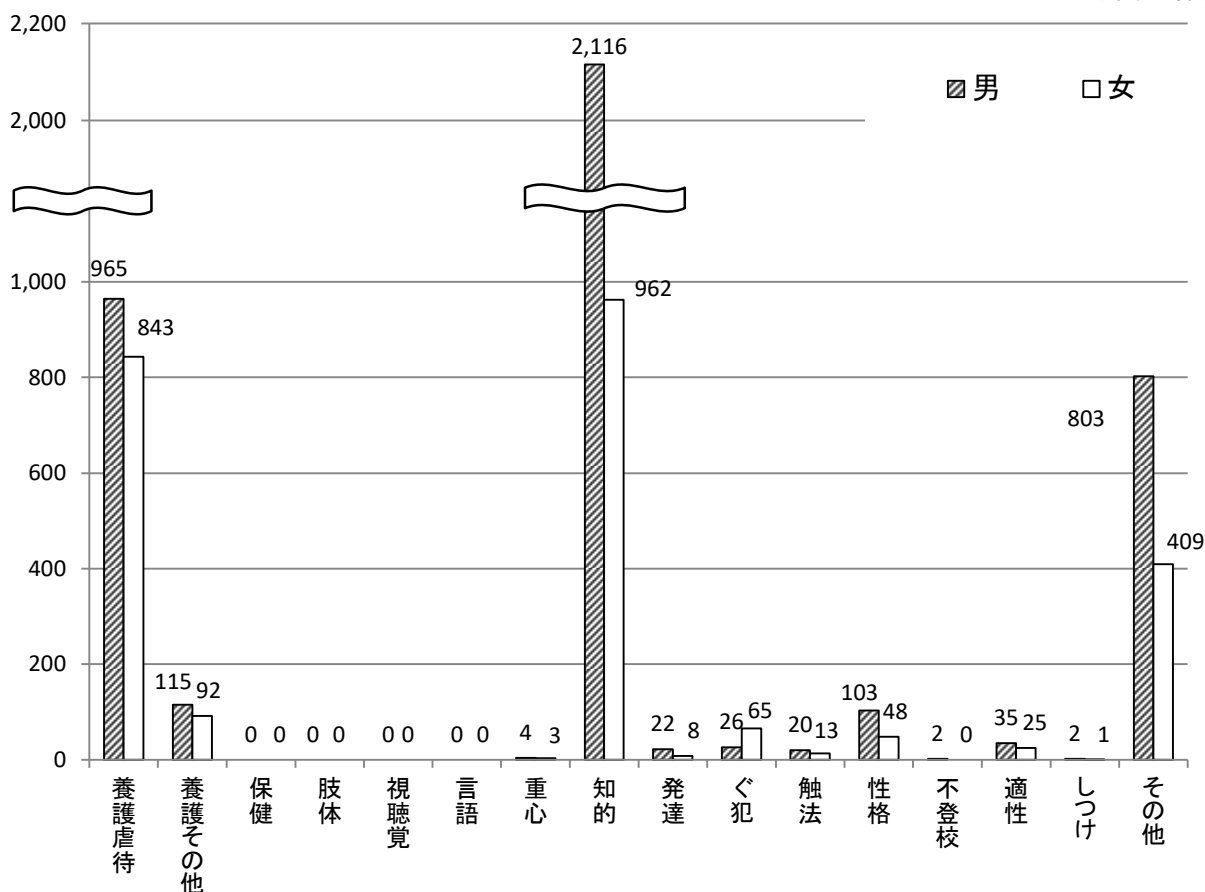
児童相談所における、令和5(2023)年度の電話相談を含まない新規受付件数は各児相合わせて6,682件である。これは、県内全児童数約26万1千人の2.6%、1万人当たり256人の割合で受け付けたことになる。

県内全児童数約26万1千人の児童相談所別比率は中央45.8%（12万人）、県南35.9%（9万4千人）、県北18.3%（4万8千人）であり、新規受付件数の児童相談所別比率は中央47.0%(3,142件)、県南33.6%（2,243件）、県北19.4%（1,297件）という状況である。

(単位:件)

相談種別 児相・男女別		養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
		児童虐待相談	その他の相談															
中央	男	440	58					1	946	18	17	10	43	1	17	1	452	2,004
	女	357	56					1	428	5	31	9	21		10	1	219	1,138
県南	男	335	21					3	788	4	6	8	44		17	1	159	1,386
	女	329	20					1	354	3	31	4	19		14		82	857
県北	男	190	36						382		3	2	16	1	1		192	823
	女	157	16					1	180		3		8		1		108	474
男女計	男	965	115					4	2,116	22	26	20	103	2	35	2	803	4,213
	女	843	92					3	962	8	65	13	48		25	1	409	2,469
計		1,808	207					7	3,078	30	91	33	151	2	60	3	1,212	6,682

(単位:件)



(2) 経路別・男女別受付状況（栃木県総計）

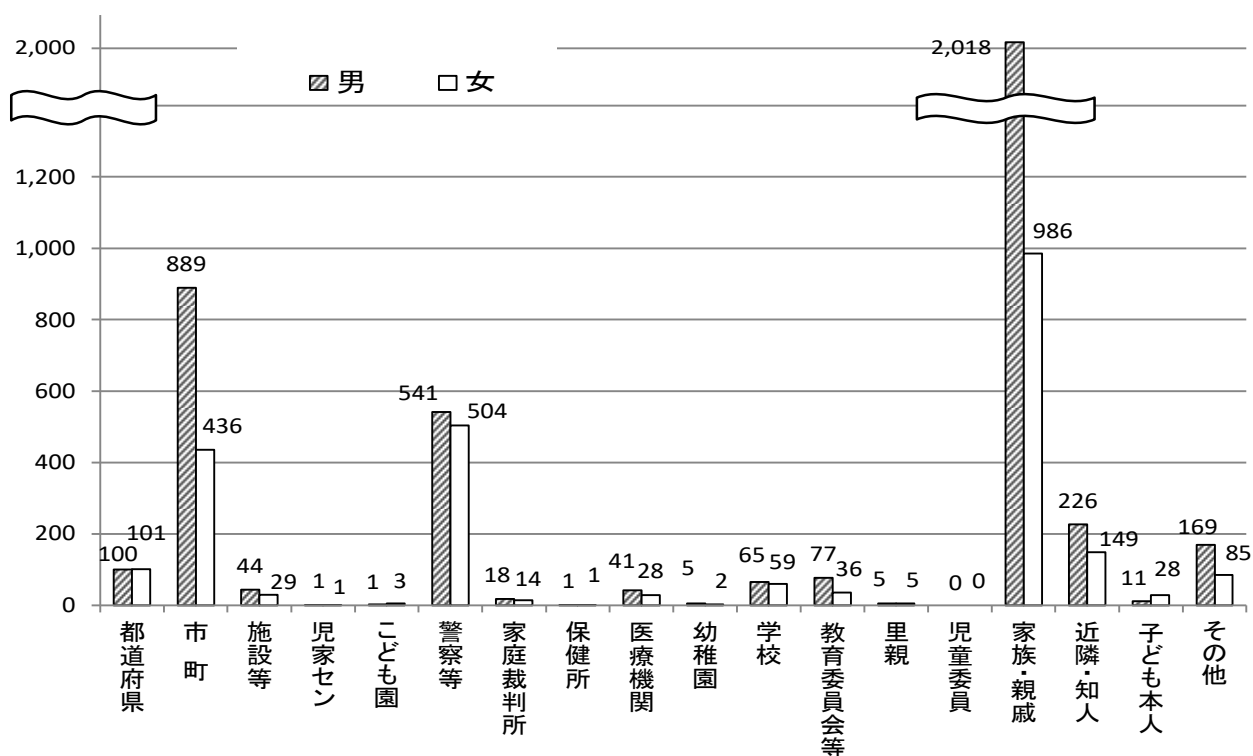
新規相談受付件数6,682件の受付経路別・男女別の相談件数である。経路別では家族・親戚からが最も多く、全体の45.0%を占め、次いで市町からで、全体の19.8%となっている。男女別みると、男児が女児より多く、63.0%の割合である。

なお、受付経路の「その他」には、ハローワークや鑑別所などが含まれる。

（単位：件）

児 相	区 分	都 道 府 県	市 町	児童福祉施設・ 指定医療機関	児童家庭 支援センター	こども 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	子 ど も 本 人	そ の 他	計
									保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
中央	男	53	403	21	1	2	253	2	1	16	2	16	62	3		971	112	5	81	2,004
	女	48	184	13	1	5	223	6	1	11		12	31	4		466	75	9	49	1,138
県南	男	29	324	17			185	11		18	3	19	3	1		641	76	4	55	1,386
	女	35	159	7			200	7		11	2	18	1			326	52	11	28	857
県北	男	18	162	6			103	5		7		30	12	1		406	38	2	33	823
	女	18	93	9			81	1		6		29	4	1		194	22	8	8	474
男女計	男	100	889	44	1	2	541	18	1	41	5	65	77	5		2,018	226	11	169	4,213
	女	101	436	29	1	5	504	14	1	28	2	59	36	5		986	149	28	85	2,469
合計		201	1,325	73	2	7	1,045	32	2	69	7	124	113	10		3,004	375	39	254	6,682
構成比 (%)		3.0	19.8	1.1	0.1	0.1	15.6	0.5	0.1	1.0	0.1	1.9	1.7	0.1		45.0	5.6	0.6	3.8	100.1

（単位：件）



(3) 年齢別・相談種別受付状況（栃木県総計）

新規相談受付件数（電話相談を除く）6,682件の年齢別・相談種別の受付状況である。

年齢的には、養護相談、発達の遅れやしつけに関する相談が就学に至るまで、非行及び性格行動に関する相談は、問題が生じやすい小学校高学年から中学生に多い。

なお、児童相談所の相談対象年齢は18歳未満となつてはいるが、児童福祉施設に入所している場合や、里親に委託されている場合などは、在学期間中の措置延長など18歳以上でも相談の対象となる。

相談種別の「その他」については、療育手帳の記載事項変更や再交付申請、就学や就労のための意見書依頼などがある。

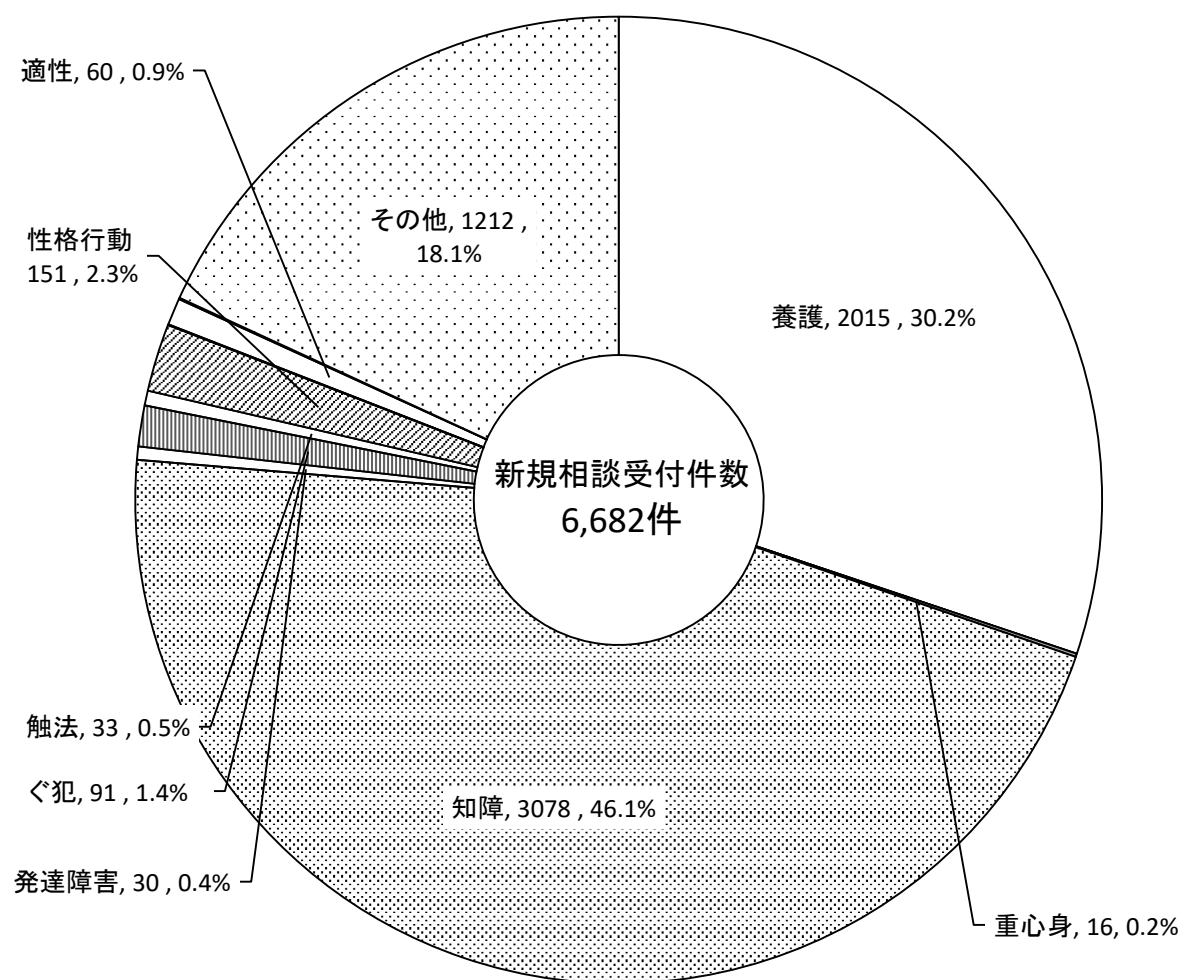
（単位：件）

相談種別 年 齢	養 護		保 健 相 談	障 害							非 行	育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等		触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
0 歳	116	23						1								15	155
1 歳	122	11					1	9								9	152
2 歳	148	5					1	24	2					3		8	191
3 歳	98	5					1	81	2					5	1	20	213
4 歳	111	6					1	114	2					8		31	273
5 歳	100	2						195		1				9		56	363
6 歳	91	2					1	180	1			2		10	1	58	346
7 歳	93	4						179	1			2				30	309
8 歳	111	4						192	1	1		2			1	29	341
9 歳	109	5						169	3	1	2	4				45	338
10 歳	116	15						194	3		1	8				35	372
11 歳	99	7						221	4		6	17				76	430
12 歳	79	17						226	2	6	8	23				66	427
13 歳	105	23					2	269	2	13	9	26	1			81	531
14 歳	90	18						310	4	20	6	27				138	613
15 歳	89	15						245	2	19	1	9		8		159	547
16 歳	73	21						234		19		20		10		63	440
17 歳	58	24						226	1	11		11	1	7		207	546
18 歳以上								9								86	95
計	1,808	207					7	3,078	30	91	33	151	2	60	3	1,212	6,682
1歳6ヶ月児精神 発達精密検査 （再掲）	1							4	2			1				2	10
3歳児精神発達精 密検査（再掲）									3								3

(4) 相談種別受付状況

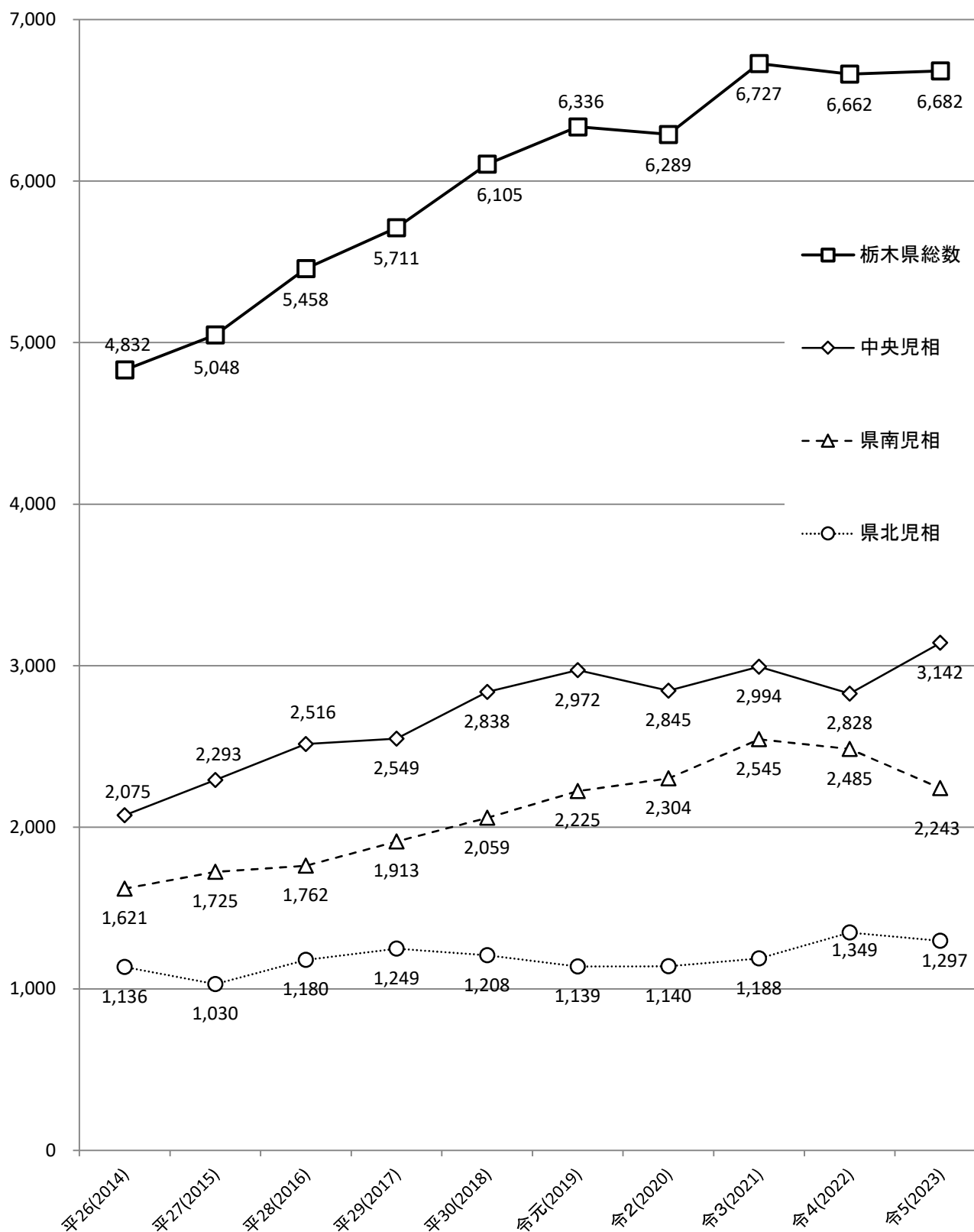
次の円グラフは、新規相談受付件数 6,682件の相談種別の受付状況を示したものである。
この中では知的障害に関する相談が最も多く、3,087件で全体の46.1%を占めている。続いて
養護相談の2,015件（30.2%）、性格行動相談が151件（2.3%）の順となっている。

(単位:件)



(5) 年度別相談件数の推移（平成26(2014)年度～令和5(2023)年度）

次の折れ線グラフは、新規相談受付件数（「電話相談を除く」数値）の10年間の推移を表したものである。



(6) 年度別・児童相談所別・相談種別受付状況

次の表は、新規相談受付件数（「電話相談を除く」の数値）の10年間の推移を表したものである。

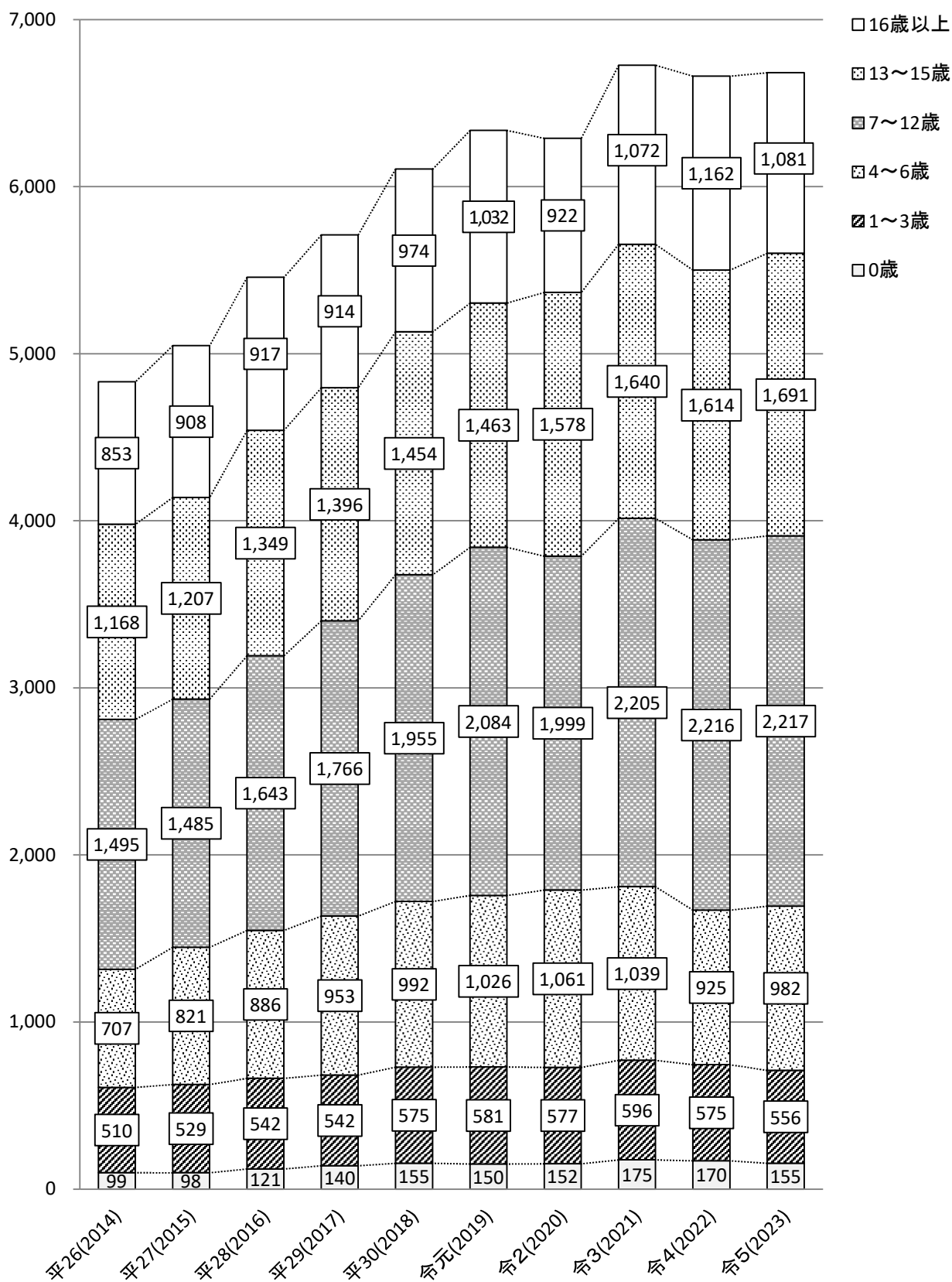
(単位：件)

年度	相談種別 児相別	養 護		保 健	障 害				非 行		育 成				そ の 他	計		
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害 等	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校			適 性	し っ け
平 26 (2014)	中央	447	86		3	2	21	3	1,246	8	29	29	37	3	23		138	2,075
	県南	253	90		3		39	4	988	21	13	11	32	4	29	15	119	1,621
	県北	245	45		1		19	2	522	10	18	20	53	9	2	11	179	1,136
	計	945	221		7	2	79	9	2,756	39	60	60	122	16	54	26	436	4,832
平 27 (2015)	中央	499	144		2		16	10	1,127	11	55	16	48	7	21	1	336	2,293
	県南	307	96		2		35	6	1,029	21	20	14	14	4	45	16	116	1,725
	県北	165	69				8		513	18	9	14	37	2	4	11	180	1,030
	計	971	309		4		59	16	2,669	50	84	44	99	13	70	28	632	5,048
平 28 (2016)	中央	501	150		3		26	3	1,261	9	55	33	51	10	26		388	2,516
	県南	350	75				30	5	1,026	17	26	29	13	1	60	2	128	1,762
	県北	268	50		2		5	1	548	8	12	15	21	3	3	5	239	1,180
	計	1,119	275		5		61	9	2,835	34	93	77	85	14	89	7	755	5,458
平 29 (2017)	中央	521	136				8	6	1,253	2	41	19	35	6	23	10	489	2,549
	県南	408	73		3		33	11	950	14	28	15	27	2	37	1	311	1,913
	県北	288	57				6	2	504	4	7	7	14	8	2	10	340	1,249
	計	1,217	266		3		47	19	2,707	20	76	41	76	16	62	21	1,140	5,711
平 30 (2018)	中央	722	121		1		4	4	1,274	9	63	20	56	10	26	14	514	2,838
	県南	406	91				23	4	982	18	36	19	55		38	3	384	2,059
	県北	284	59				5	2	540	8	7	8	26	7	11	3	248	1,208
	計	1,412	271		1		32	10	2,796	35	106	47	137	17	75	20	1,146	6,105
令 元 (2019)	中央	825	114		1		5	4	1,278	5	36	14	54	7	25	13	591	2,972
	県南	580	61		3		25	4	999	9	26	14	56		34		414	2,225
	県北	307	54				2		490	6	4	9	17		13		237	1,139
	計	1,712	229		4		32	8	2,767	20	66	37	127	7	72	13	1,242	6,336
令 2 (2020)	中央	692	98				1	6	1,254	10	32	7	49	6	26	6	658	2,845
	県南	660	78				20	5	1,005	10	24	13	39	2	17	1	430	2,304
	県北	274	54						470	4	9	3	12		3		311	1,140
	計	1,626	230				21	11	2,729	24	65	23	100	8	46	7	1,399	6,289
令 3 (2021)	中央	680	85		3		3	8	1,337	15	39	6	56	7	21	3	731	2,994
	県南	672	51		1		23	7	1,124	6	17	12	32		39	1	560	2,545
	県北	286	50					1	512	2	6	7	15	1	7	2	299	1,188
	計	1,638	186		4		26	16	2,973	23	62	25	103	8	67	6	1,590	6,727
令 4 (2022)	中央	633	80		3			5	1,244	19	40	8	52	4	7	4	729	2,828
	県南	665	38				8	4	1,074	18	26	8	42		34	2	566	2,485
	県北	363	54						539	3	16	8	16	2	2	1	345	1,349
	計	1,661	172		3		8	9	2,857	40	82	24	110	6	43	7	1,640	6,662
令 5 (2023)	中央	797	114					2	1,374	23	48	19	64	1	27	2	671	3,142
	県南	664	41					4	1,142	7	37	12	63		31	1	241	2,243
	県北	347	52					1	562		6	2	24	1	2		300	1,297
	計	1,808	207					7	3,078	30	91	33	151	2	60	3	1,212	6,682

(7) 年齢別受付構成の推移（平成26(2014)年度～令和5(2023)年度）

次の表は、新規相談受付件数（「電話相談を除く」の数値）の10年間の推移を表したものである。

（単位：件）



(8) 児童相談所別・市町別相談受付状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	相談種別 市町別	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
			児童虐待相談	その他の相談															
中央児童相談所	市	宇都宮市	485	76					1	844	13	24	13	50	1	8	2	447	1,964
		鹿沼市	75	5					1	132	2	3	2	2		15		51	288
		日光市	56	8						115	2	3		4				42	230
		真岡市	101	7						162	5	5	1	6		2		65	354
	河内郡	上三川町	19	4						50	1	6	1					21	102
	芳賀郡	益子町	18	1						20		5						14	58
		茂木町	5							17								10	32
		市貝町	18	6						10			2					3	39
		芳賀町	11							20				2				8	41
	管外		2	2						1								6	11
	県外		7	5						3		2				2		4	23
	不明																		
	計		797	114					2	1,374	23	48	19	64	1	27	2	671	3,142
	構成比(%)		25.4	3.6					0.1	43.7	0.7	1.5	0.6	2.0	0.0	0.9	0.1	21.4	100.0

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	相談種別 市町別	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
			児童虐待相談	その他の相談															
県南児童相談所	市	足利市	127	8					2	186	5	8	3	4		16		46	405
		栃木市	140	9						251	1	2	3	10		6		31	453
		佐野市	113	1						168		6	3	17		2		35	345
		小山市	184	17						319		14	2	20		3	1	73	633
		下野市	43	1					1	117	1	2		7				23	195
	下都賀郡	壬生町	20	3					1	53		1				3		9	90
		野木町	29	1						37		1		3				9	80
	管外		7							8				1		1		7	24
	県外		1	1						3		3	1	1				8	18
	不明																		
	計		664	41					4	1,142	7	37	12	63		31	1	241	2,243
	構成比(%)		29.6	1.8					0.2	50.9	0.3	1.6	0.5	2.8		1.4	0.0	10.7	100.0

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	相談種別 市町別	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
			児童虐待相談	その他の相談															
県北児童相談所	市	大田原市	57	11						119		1		9				44	241
		矢板市	35	3						39			1	1				25	104
		那須塩原市	154	20						199		3		8	1	1		101	487
		さくら市	27	7					1	68		1		4				50	158
		那須烏山市	22	1						47				1				25	96
	塩谷郡	塩谷町	1							15				1				9	26
		高根沢町	16	5						28			1					20	70
	那須郡	那須町	29	4						22								6	61
		那珂川町	6							21						1		9	37
	管 外			1						4		1						10	16
	県 外																	1	1
	不 明																		
	計		347	52					1	562		6	2	24	1	2		300	1,297
	構成比(%)		26.8	4.0					0.1	43.3		0.5	0.2	1.9	0.1	0.2		23.1	100.0

(9) 虐待相談受付状況

(単位：件)

児童相談 経路	都 道 府 県	市 町	設 児 童 福 祉 等 施 施	支 援 セ ン タ ー 児 童 家 庭	こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 所	医 療 機 関	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	こ ど も 本 人	そ の 他	計
中央児童相談所	51	28	2	2	4	352			19	29			101	186	11	12	797
県南児童相談所	36	15				282			26	37			116	127	9	16	664
県北児童相談所	10	15	5			144			13	23			57	58	8	14	347
計	97	58	7	2	4	778			58	89			274	371	28	42	1,808
構成比(%)	5.4	3.2	0.4	0.1	0.2	43.0			3.2	4.9			15.2	20.5	1.5	2.3	100.0

(10) 市町別虐待相談受付件数

ア 中央児童相談所

(単位：件)

	宇都宮市	鹿沼市	日光市	真岡市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	県外・管外	計
市町受付分	318	100	109	79	49	20	5	8	12		700
児相受付分	490	73	57	101	19	18	5	18	10	6	797
市町別計	808	173	166	180	68	38	10	26	22	6	1,497

イ 県南児童相談所

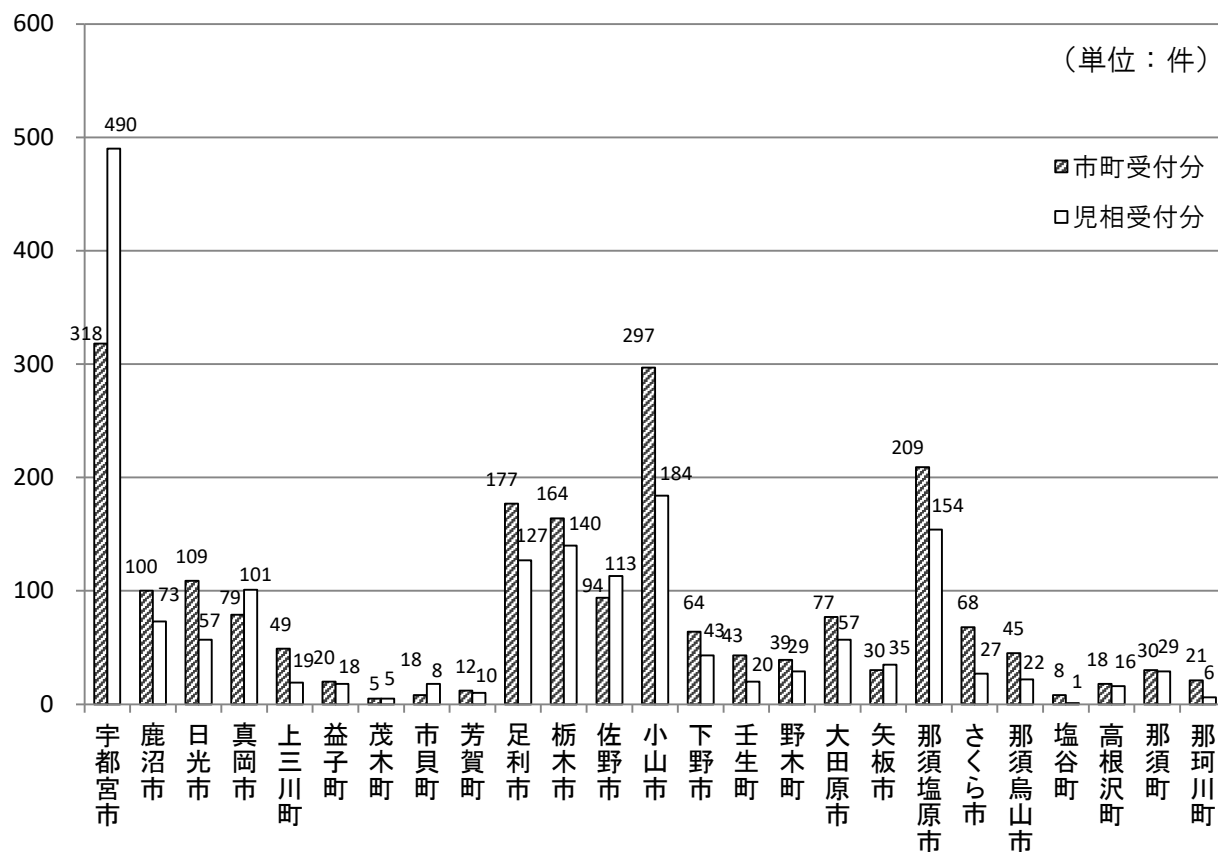
(単位：件)

	足利市	栃木市	佐野市	小山市	下野市	壬生町	野木町	県外・管外	計
市町受付分	177	164	94	297	64	43	39		878
児相受付分	127	140	113	184	43	20	29	8	664
市町別計	304	304	207	481	107	63	68	8	1,542

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	県外・管外	計
市町受付分	77	30	209	68	45	8	18	30	21		506
児相受付分	57	35	154	27	22	1	16	29	6		347
市町別計	134	65	363	95	67	9	34	59	27		853



2 相談対応状況

児童相談所の相談受付件数（電話相談を除く）6,682 件に対して、年度内に新たに調査、診断、観察等を行い総合的に判定し、具体的な指導方針が決定された件数は 6,568 件（前年度受付件数を含む）である。相談受付件数と対応した件数が異なるのは、年度をまたいで対応した相談事案があるためである。

(1) 援助の種類

児童相談所では、受け付けた相談について次のような対応（援助）を行っている。

ア 在宅指導等

(ア) 措置によらない指導

a 助言指導

1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこども、保護者等に対する指導をいう。

b 継続指導

複雑困難な問題を抱えるこども、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワークや心理療法、カウンセリング等を行うものをいう。

c 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等、関連する制度の適用が適当と認められる事例については、こどもや保護者等の意見又は意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんすることをいう。

(イ) 措置による指導

a 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、処遇に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。

b 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。

c 市町村指導委託

市町村指導は、こどもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、市町村（こども家庭センター）において家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村（こども家庭センター）がこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

d 児童家庭支援センター指導委託

施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされるこども及び家庭であって、児童福祉法 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項第 2 号による指導が必要と認められ、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられ

るものについて行う。

(ウ) 訓戒・誓約措置

こども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すように配慮する。

イ 児童福祉施設入所（通所）措置、指定医療機関委託

(ア) 児童福祉施設入所（通所）措置

児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設に社会的養護を必要とするこどもを入所又は通所させる。

(イ) 指定医療機関委託

重症心身障害児、肢体不自由児について、児童福祉法第 27 条第 2 項の規定により、指定医療機関に入所させて治療、訓練等を行う。

ウ 里親、小規模住居型児童養育事業委託

温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成などこどもの健全な育成をめざし、家庭での養育に欠けるこどもを県知事から認定された里親に委託する。

また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託では、養育者の住宅を利用し、家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行う。

エ 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）

義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない 20 歳未満の者等を対象として、社会的自立の促進をめざし、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。

オ 福祉事務所送致等

こどもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産、母子保護の実施が必要である場合、保育の実施が必要である場合、15 歳以上のこどもについて障害者支援施設又は障害福祉サービスを利用することが適当である場合等に、福祉事務所に送致又は市町村に報告又は通知する。

カ 家庭裁判所送致

触法少年、ぐ犯少年について、児童自立支援施設入所の措置をとることが適当と判断される場合で、その親権を行う者又は後見人がその措置に反対し、かつ児童福祉法第 28 条の要件に合致しない場合に、少年法第 24 条第 1 項第 2 号の保護処分により児童自立支援施設に入所させることが相当と認められる場合等、こどもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがそのこどもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。

また、児童自立支援施設に入所中、又は一時保護中のこどもであって無断外出が著しく、親権行使又は一時保護として認められる場合を除き、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情あると認められる場合に行う。

キ 市町村送致

児童相談所において受理したケースのうち、児童相談所の面接や調査に基づき、安全の緊急性がないと考えられるケースであり、こども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談に応ずること、調査及び指導を行うことその他の支援を行うことを要すると認められるケースについては、これを市町村へ送致することができることとする。

(2) 相談種別対応状況(栃木県総計)

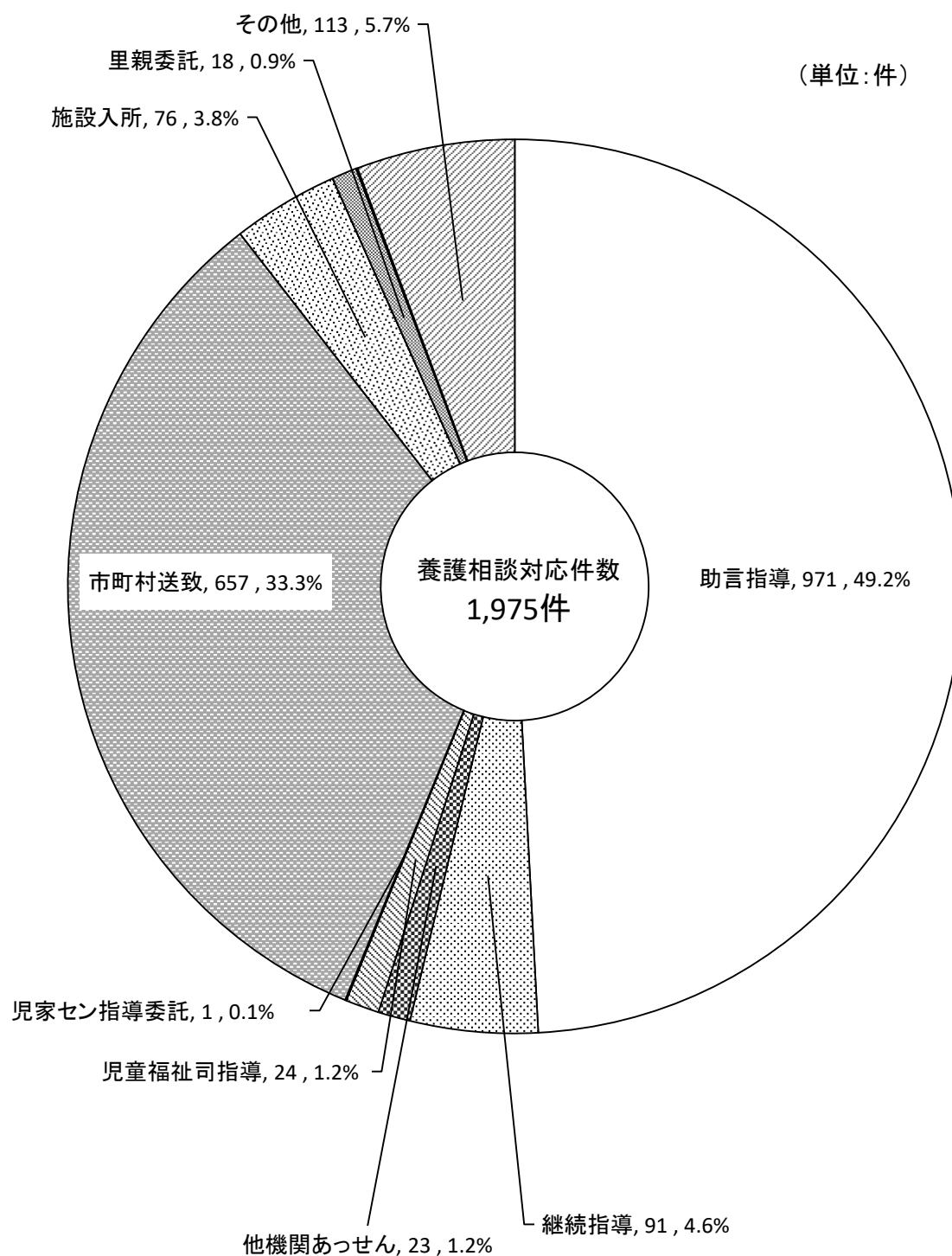
次の表は、令和5(2023)年度に対応した相談について、各種別ごとに処理別に表したものである。

(単位：件)

処理別 相談種別		処 理 件 数 (年 度 中)																	未 処 理 件 数 (年度末現在) 施設入所待機(再掲)		
		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	指 導 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 等	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	利 害 児 入 所 契 約 等 の 他	そ の 計			施設入所待機(再掲)
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん								入 所	通 所								
養護	虐待相談	874	62	17	22		1		656			44			10			59	1,745		121
	その他相談	97	29	6	2				1			32			8		1	54	230		46
保健																					
肢体不自由		1																1	2		
視聴覚障害																					
言語発達障害		3																	3		
重症心身障害			6							1							4		11	3	
知的障害		2,971	11														1	65	3,048	6	128
発達障害		30																1	31		1
ぐ犯行為等		56	9	4	1							5						21	96		17
触法行為等		24	5	1								1				2		4	37		6
性格行動		100	22						1			3						19	145		32
不登校		4																	4		
適性		34																24	58		2
しつけ		3	1																4		
その他		6	10		1		1		1			1						1,134	1,154		73
計		4,203	155	28	26		2		659	1		86			18	2	6	1,382	6,568	9	426
構成比(%)		64.0	2.4	0.4	0.4		0.0		10.0	0.0		1.3			0.3	0.0	0.1	21.0	100.0		

(3) 養護相談対応状況

次の円グラフは、令和5(2023)年度に対応した養護相談 1,975件を対応別に表したものである。全体の55.1%が助言指導を主とした「面接指導」で対応されており、児童福祉施設入所、里親委託による措置は、全体の4.7%程度となっている。その他の対応には、施設に入所中の児童の所在期間の延長や、関係機関からの嘱託や援助依頼に対する回答などが含まれる。



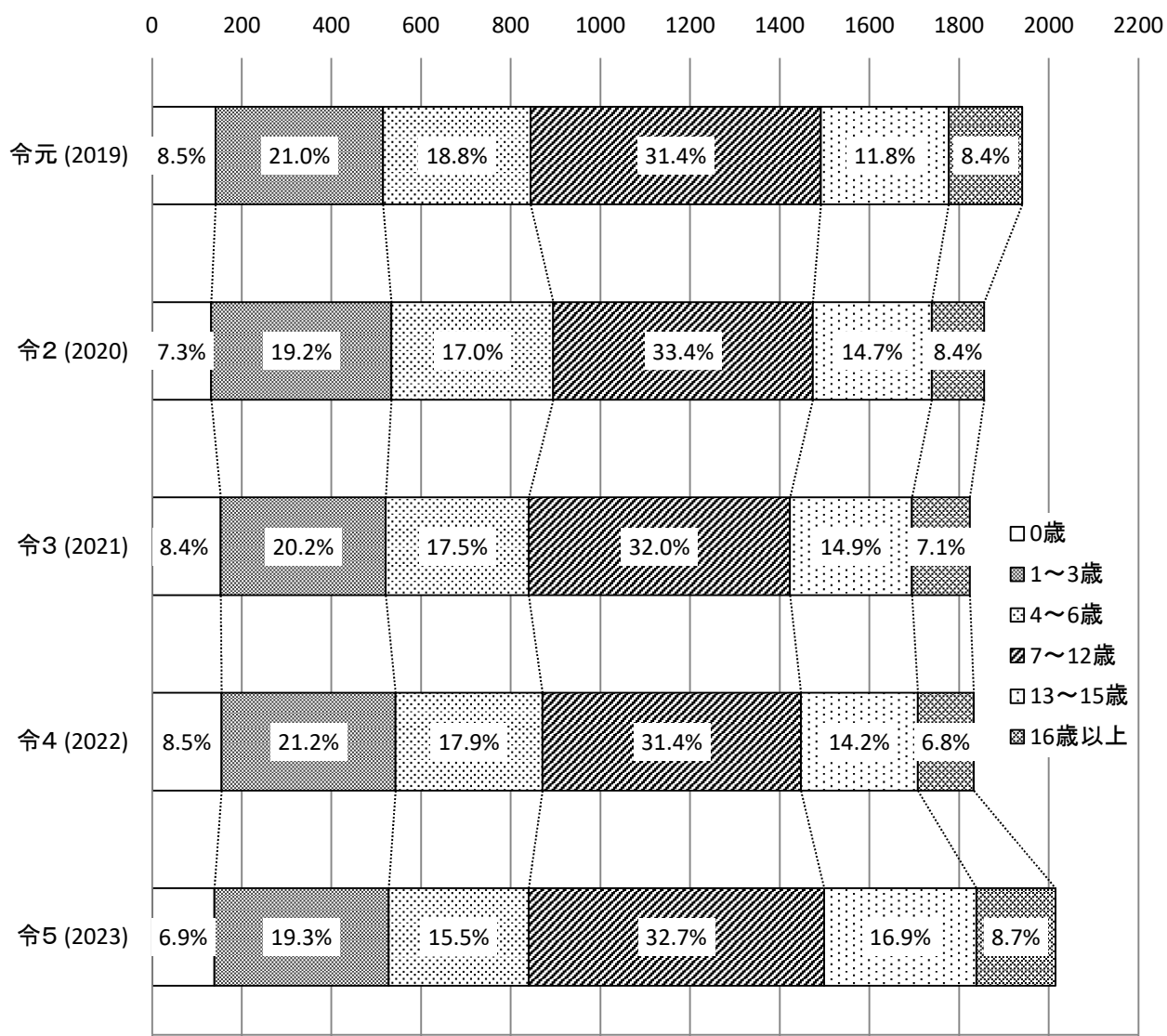
(4) 養護相談における受付・対応の状況

ア 養護相談年齢別受付構成の年度別推移（栃木県総計）

（単位：件）

年齢別 年度別		0歳		1～3歳		4～6歳		7～12歳		13～15歳		16歳以上		合計
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
令和元(2019)		142	8.5%	373	21.0%	329	18.8%	648	31.4%	285	11.8%	164	8.4%	1,941
令和2(2020)		132	7.3%	402	19.2%	361	17.0%	579	33.4%	265	14.7%	117	8.4%	1,856
令和3(2021)		153	8.4%	368	20.2%	319	17.5%	583	32.0%	272	14.9%	129	7.1%	1,824
令和4(2022)		155	8.5%	388	21.2%	328	17.9%	576	31.4%	261	14.2%	125	6.8%	1,833
令和5(2023)		139	6.9%	389	19.3%	312	15.5%	659	32.7%	340	16.9%	176	8.7%	2,015

（単位：件）



イ 児童虐待に関する相談対応件数

(ア) 児童相談所別相談対応件数の年度別推移

(単位：件)

児相別 年度別	中央児童相談所	県南児童相談所	県北児童相談所	合 計
令和元（2019）	839	570	312	1,721
令和2（2020）	706	619	270	1,595
令和3（2021）	676	660	289	1,625
令和4（2022）	635	624	368	1,627
令和5（2023）	773	626	346	1,745

(イ) 相談対応の経路別件数年別推移（栃木県総計）

(単位：件)

経路別 年度別	都道府 県等	市町村	児童福祉 施設等	児家 セン	こども 園	警察等	家裁	保健所・ 医療機関	学校等	里親	児童 委員	家族	親戚	近隣・ 知人	本人	その他	合 計
令和元（2019）	81	85	19	1		646		94	106			171	56	413	22	27	1,721
令和2（2020）	94	76	19			601		40	58	1		189	37	431	27	22	1,595
令和3（2021）	108	60	21		1	629		44	76		1	168	52	412	32	21	1,625
令和4（2022）	102	62	24			662		63	93			176	37	344	33	31	1,627
令和5（2023）	91	55	9	2		751		62	89			205	52	363	25	41	1,745
構成比(%)	5.2	3.2	0.5	0.1		43.0		3.6	5.1			11.7	3.0	20.8	1.4	2.3	100.0

(ウ) 主な虐待者の年度別推移（栃木県総計）

(単位：件)

虐待者別 年度別	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	合 計
令和元（2019）	544	112	1005	8	52	1,721
令和2（2020）	552	99	898	12	34	1,595
令和3（2021）	636	81	880	12	16	1,625
令和4（2022）	632	92	860	9	34	1,627
令和5（2023）	622	63	1,009	4	47	1,745
構成比(%)	35.6	3.6	57.8	0.2	2.7	100.0

(エ) 被虐待者の年齢別相談対応件数の年度別推移（栃木県総計）

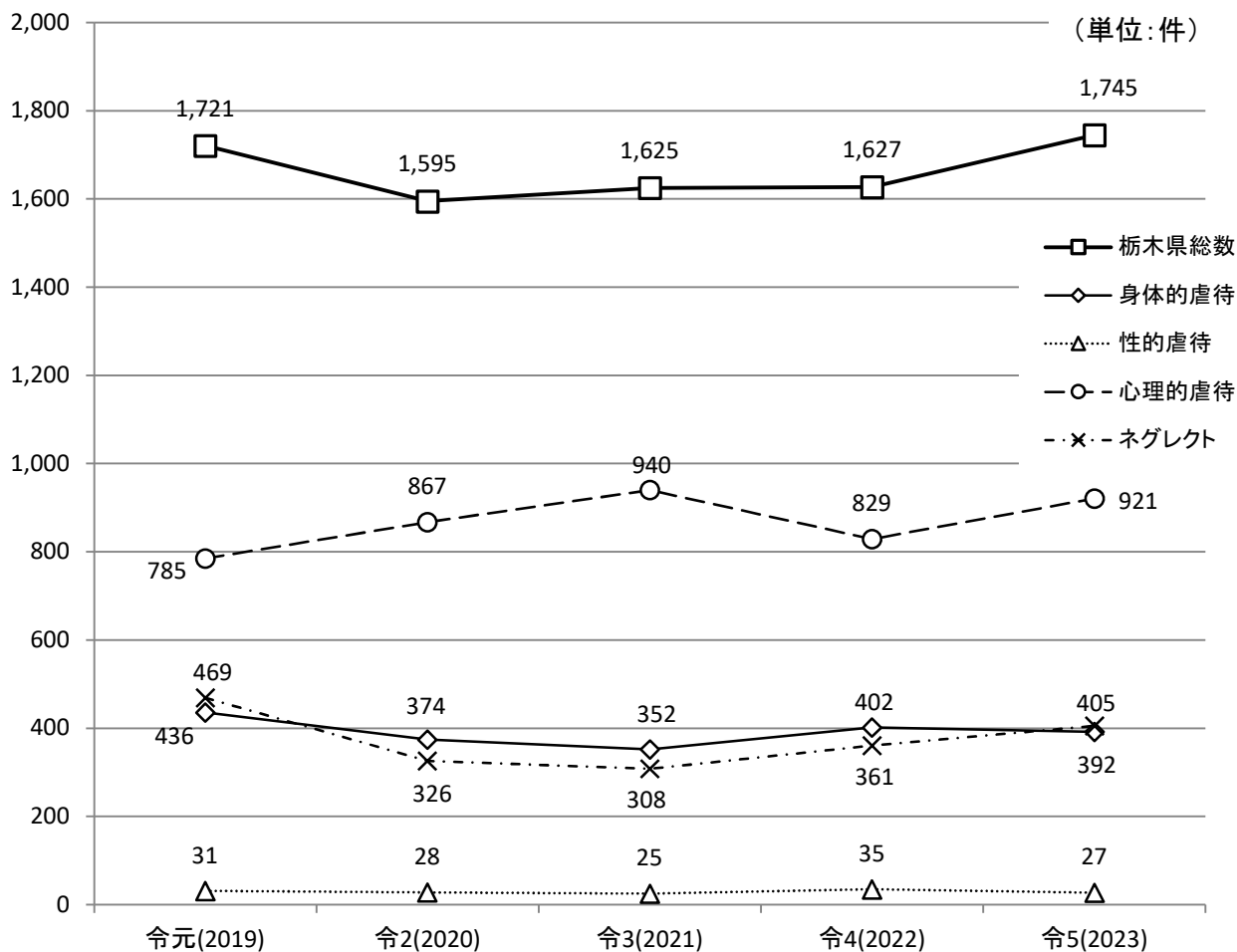
(単位：件)

年齢別 年度別	0～3歳未満	3～学齢 前児童	小学生	中学生	高校生・その他	合 計
令和元（2019）	331	373	620	226	171	1,721
令和2（2020）	355	382	532	220	106	1,595
令和3（2021）	340	344	549	252	140	1,625
令和4（2022）	344	375	527	252	129	1,627
令和5（2023）	388	354	577	256	170	1,745
構成比(%)	22.2	20.3	33.1	14.7	9.7	100.0

(オ) 被虐待者の虐待種別対応件数の年度別推移(栃木県総計)

(単位: 件)

虐待種別 年度別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合 計
令和元(2019)	436	31	785	469	1,721
令和2(2020)	374	28	867	326	1,595
令和3(2021)	352	25	940	308	1,625
令和4(2022)	402	35	829	361	1,627
令和5(2023)	392	27	921	405	1,745
構成比 (%)	22.5	1.5	52.8	23.2	100.0



(カ) 親権・後見人関係 (栃木県総計) (令和5年度対応件数)

(単位: 件)

区 分	法第28条第1項第1号・第2号による措置	親権喪失宣告の請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請 求 件 数	6			
承 認 件 数	3			

(注) 児童福祉法第28条第1項第1号・第2号は、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠る等の理由で児童を里親委託、施設入所措置する際に、親権を行う者又は後見人の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得てその措置をとることができるというもの。

※前年度請求分含む

ウ 児童相談所別・市町別・虐待種別相談対応状況（児童相談所対応分）

(ア) 中央児童相談所

(単位：件)

児 相 談 所	市・ 郡	虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
		市町別					
中 央 児 童 相 談 所	市	宇 都 宮 市	117	5	225	133	480
		鹿 沼 市	18		49	2	69
		日 光 市	10		31	16	57
		真 岡 市	12	2	45	34	93
	河内郡 芳賀郡	上 三 川 町	1	1	11	7	20
		益 子 町	8		9	1	18
		茂 木 町			4		4
		市 貝 町			11	5	16
		芳 賀 町			11		11
	管 外		1		2	2	5
	県 外						
	計		167	8	398	200	773
	構 成 比 (%)		21.6	1.0	51.5	25.9	100.0

(イ) 県南児童相談所

(単位：件)

児 相 談 所	市・ 郡	虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
		市町別					
県 南 児 童 相 談 所	市	足 利 市	26	2	66	27	121
		栃 木 市	21	1	80	16	118
		佐 野 市	26	1	63	24	114
		小 山 市	50	1	83	52	186
		下 野 市	5	1	18	11	35
	下都賀郡	壬 生 町	7		10	4	21
		野 木 町	4	2	17		23
	管 外					1	1
	県 外		1		2	4	7
	計		140	8	339	139	626
	構 成 比 (%)		22.4	1.3	54.2	22.2	100.0

(ウ) 県北児童相談所

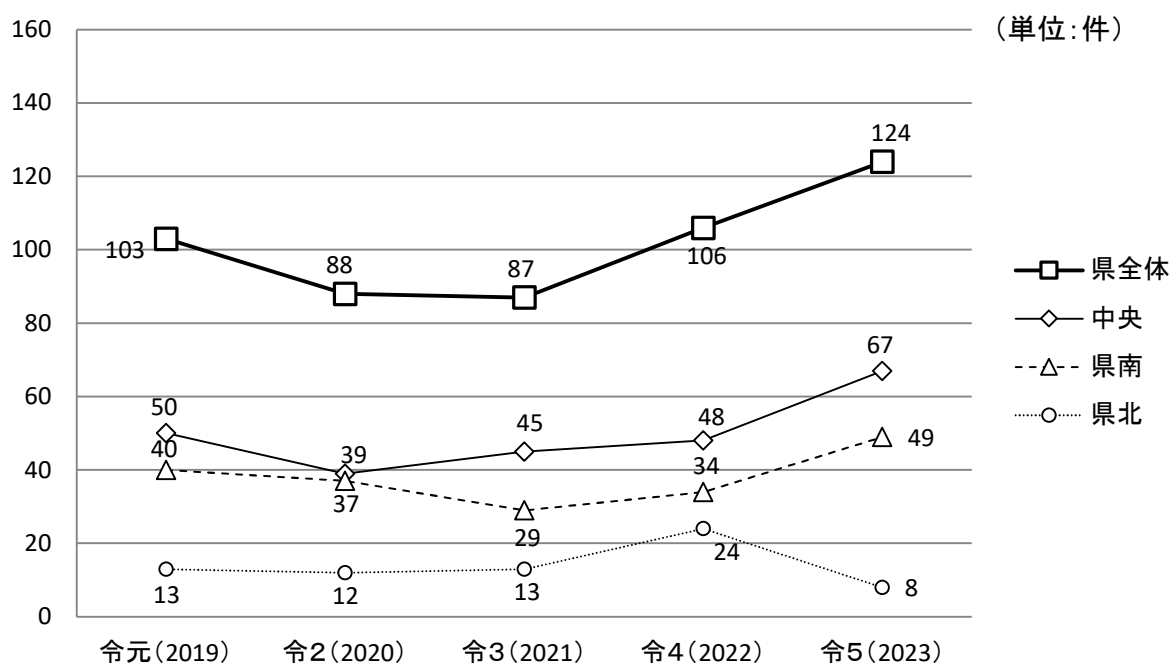
(単位：件)

児 相 相 談 所	市・ 郡	虐待種別 市町別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
県 北 児 童 相 談 所	市	大 田 原 市	11	2	33	14	60
		矢 板 市	9	2	18	8	37
		那 須 塩 原 市	35	4	91	25	155
		さ く ら 市	9	3	9	6	27
		那 須 烏 山 市	6		11	5	22
	塩 谷 郡	塩 谷 町			2		2
		高 根 沢 町	5		8	1	14
	那 須 郡	那 須 町	9		9	5	23
		那 珂 川 町	1		3	2	6
	管 外						
	県 外						
	計		85	11	184	66	346
	構 成 比 (%)		24.6	3.2	53.2	19.1	100.0

(5) 非行相談における受付・対応の状況

ア 非行相談の年度別受付推移（栃木県総計）（単位：件）

年 度	県全体	中央	県南	県北
令元（2019）	103	50	40	13
令2（2020）	88	39	37	12
令3（2021）	87	45	29	13
令4（2022）	106	48	34	24
令5（2023）	124	67	49	8



イ 経路別受付状況の推移（栃木県総計）（単位：件）

経路別	年度別		令元(2019)		令2(2020)		令3(2021)		令4(2022)		令5(2023)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
警 察	39	36	37	28	43	33	49	37	37	63		
学 校		1										
福 祉 事 務 所				2								
家 庭	7	6	8	1	3	2	4	1	4	2		
児童福祉施設			1								1	
家庭裁判所	4	1	4			1	2				1	
県 市 町 村	1	4		1			4	9	3	8		
そ の 他	4		4	2	3	2					1	4
合 計	55	48	54	34	49	38	59	47	46	78		

ウ 非行内容の年度別受付推移（栃木県総計）

（単位：件）

種別	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)
怠 学	1	1			1
家出・無断外泊・深夜徘徊	36	34	34	48	62
不健全性的行為	8	3		6	9
不良交遊	6	2	2	2	1
金品持ち出し	4	2	3	1	1
粗暴行為	7	13	9	8	2
脅迫・恐喝	1		2	1	
窃 盗	21	14	13	20	20
詐欺横領	2		1		1
暴行・傷害	9	1	8	11	17
放 火	3	6	4	3	2
薬物乱用	1				
住居侵入	1	3			1
器物破損	1	1	9	1	
飲酒・喫煙	2	1			3
刃物等所持		1			4
そ の 他		6	2	5	
合 計	103	88	87	106	124

エ 非行相談の男女別対応件数（令和5(2023)年度 栃木県総計）

（単位：件）

区分	面接指導	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	家庭裁判所送致	そ の 他	合 計
男	39	1	1		6	47
女	58		3	2	20	83
合計	97	1	4	2	26	130